

# 九州国際大学研究倫理審査委員会規程

(令和元年8月1日制定)

最終改正 令和6年5月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州国際大学における人を対象とする研究の倫理指針第10項に基づき、研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の任務、組織その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、人を対象とする研究の研究計画又は公表予定原稿が、九州国際大学における人を対象とする研究の倫理指針に基づき、倫理的観点から妥当であるかどうかについて、研究者の求めに応じて審査する。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長が指名した研究分野の知見を有する者 2名

(任期)

第4条 委員の任期は原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が関係する研究が審査対象であるときは、その職務を代理する。

(審査の申請手続)

第6条 人を対象とする研究を実施しようとする者は、「倫理審査申請書」(別記様式第1)に必要な事項を記入し、委員会に審査を申請しなければならない。

2 委員会は、前項の審査の申請があったときは、審査を行うものとする。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めたときに、随時開催するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、必要に応じて審査を申請した研究者に出席を求め、申請内容等の説明を聴取す

ることができる。

(議決要件と判定)

第9条 委員会は、委員の過半数が出席することをもって成立し、審査の判定は出席委員の過半数の合意をもって行うものとする。ただし、第3条第3号の委員が1名以上出席していなければならない。

2 委員は、自らが研究代表者、共同研究者又は研究協力者となる研究に係る審査に加わることはできない。

3 委員は、自らが研究上の利害関係にある研究に係る審査に加わることはできない。

4 審査判定は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 審査対象外

(簡略審査)

第10条 前条の規定にかかわらず、委員長が次の各号のいずれかに該当するものと認めた場合は、審査手続を簡略化することができる。

- (1) 研究計画の軽微な変更に係る審査
- (2) 既に委員会において承認されている研究計画に準じた研究計画に係る審査

(守秘義務)

第11条 委員は、申請書類等に記載された研究対象者に関する情報や広義の知的財産となる可能性のある方法など、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、大学事務局大学政策部大学総務室が行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育研究協議会において審議する。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。